

住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱要領

平成17年11月 1 日制定

平成18年11月 1 日一部改正

平成20年 5 月 1 日一部改正

平成24年10月 1 日一部改正

平成26年12月 1 日一部改正

平成31年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年12月 2 日一部改正

令和 8 年10月 1 日一部改正

[市民部市民課]

(趣旨)

第1条 この要領は、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付、住民基本台帳の一部の写しの閲覧(以下「住民基本台帳の閲覧等」という。)に関する事務並びに配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置についての取扱いを定めることにより、不当な目的の利用を未然に防止し、もって市民の基本的人権を尊重するとともに適切かつ円滑な事務の処理を図るため、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日法務省民事局長等通知)及びその他関連する国の通知に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(住民基本台帳の閲覧等の請求)

第2条 国又は地方公共団体(以下「国等」という。)の機関から住民基本台帳の一部の写しの閲覧(以下「一部写しの閲覧」という。)の請求があったときは、当該請求を行う者に住民基本台帳閲覧請求書兼誓約書を提出させるものとする。

2 個人又は法人から一部写しの閲覧の申出があったときは、当該申出を行う者に住民基本台帳閲覧申出書兼誓約書を提出させるものとする。

3 住民票の写し等又は戸籍の附票の写しの請求があったときは、当該請求を行う者に住民票関係請求書を提出させるものとする。

4 前項に規定する請求書には、次に掲げる事項を記載させるものとする。

(1) 請求の事由(請求の事由を明らかにすることを要しないときを除く。)

(2) 請求を行う者の氏名及び住所

(3) 国等の機関及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第12条の3第3項に規定する特定事務受任者(以下「特定事務受任者」という。)からの請求については、その者の資格に関する事項

(4) 戸籍の附票の写しの交付を請求するときは、当該戸籍の附票の写しの交付を受けようとする者の戸籍の表示

(国等による閲覧の請求)

第3条 国等の機関による法令の定める事務又は請求事由を明らかにすることが困難である事務の遂行のための閲覧請求があったときは、住民基本台帳閲覧請求書兼誓約書(国等用)(第1号様式)又は市長が適当と認める閲覧請求書の提出を求め、住民基本台帳閲覧記録用紙(第2号様式。以下「記録用紙」という。)に転記することにより閲覧を行わせるものとする。

2 前項に規定する閲覧請求書には、次に掲げる事項を記載させるものとする。

- (1) 請求機関の名称及び所在地並びに電話番号
- (2) 閲覧年月日
- (3) 閲覧者の職名及び氏名
- (4) 事務責任者の職名及び氏名
- (5) 請求事由（当該請求の事由を明らかにすることが困難な場合は、その事由と根拠法令）
- (6) 請求に係る住民の範囲

3 国等の機関による閲覧者は国等の職員たる身分を示す証明書を提示し、住民基本台帳閲覧誓約書（国等用）（第3号様式）を提出するものとする。

（個人又は法人による閲覧の申出）

第4条 個人又は法人による閲覧申出があったときは、住民基本台帳閲覧申出書兼誓約書（一般用）（第4号様式）の提出を求め、記録用紙に転記することにより閲覧を行わせるものとする。

2 前項に規定する申出書には次に掲げる事項を記載させるものとする。

- (1) 閲覧年月日
- (2) 申出者が法人であるときには法人名及び代表者名並びに所在地並びに電話番号、個人であるときには氏名及び住所並びに電話番号
- (3) 共同申出者がいる場合で、共同申出者が法人であるときには法人名及び代表者名並びに所在地、個人であるときには氏名及び住所
- (4) 閲覧事項の利用目的
- (5) 閲覧者の氏名及び住所
- (6) 申出者が法人の場合、閲覧事項取扱者の範囲及び活動責任者の住所又は役職名並びに氏名。
- (7) 閲覧事項の管理方法
- (8) 成果の取扱
- (9) 実施体制
- (10) 委託者がいる場合で、委託者が法人であるときには法人名及び代表者名並びに所在地、個人であるときには氏名及び住所

3 1項に規定する申出をする者は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。以下「省令」という。）第2条第3項の書類を提示し、住民基本台帳閲覧誓約書（一般用）（第5号様式）を提出するものとする。

4 前項の閲覧者で省令第2条第3項の書類の提示がない場合には、住民基本台帳閲覧申出の閲覧者に関する照会書（第6号様式。以下「照会書」という。）を郵送し、その回答書及び市町村長が適当と認める書類で閲覧者の確認をしてから閲覧を行うものとする。

5 前項に規定する照会書には次に掲げる事項を記載させるものとする。

- (1) 閲覧日時
 - (2) 閲覧者の住所及び氏名並びに捺印
- （閲覧の公表）

第5条 法に規定する公表については、同法第11条第3項及び第11条の2第12項並びに省令第3条に規定する事項について行うものとする。

2 前項に規定する公表は年1回行うこととし、前年4月1日から翌年3月31日までの閲覧について、毎年4月末日までに行うこととする。

3 1項及び前項に規定する公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 郡山市公告式条例（昭和40年郡山市条例第2号）第2条第2項の掲示場に掲示する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

（特別の事情による居住関係の確認）

第6条 法第11条の2第1項第3号に規定するその他特別の事情による居住関係の確認については、住所地に居住する住民により構成された法人が該当住所地の居住者を確認する場合、及び住所地に居住する個人が該当住所地の居住者を確認する場合を特別の事情による居住関係の確認と認めることとする。

（住民基本台帳の閲覧等の支援措置）

第7条 住民基本台帳及び戸籍の附票に記載されている者で、次の各号のいずれかに該当するものが住民基本台帳の閲覧等に関し、支援措置の実施を求めるときは、住民基本台帳事務における支援措置申出書（第7号様式。以下「申出書」という。）の提出を求めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者で、配偶者からの暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの

(2) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等の被害者で、更にストーカー行為等を受けるおそれがあるもの

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待の被害者で、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの

(4) その他(1)から(3)までに掲げるものに準ずるもの

2 申出書に基づき支援の必要性の有無を確認したときは、その結果を住民基本台帳事務における支援措置決定通知書（第8号様式）により当該申出書を提出した者に通知する。

3 支援の必要性が認められた者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出を拒否する場合は、請求又は申出をした者へ請求又は申出を拒否する旨を通知する。

（請求の事由等の確認）

第8条 住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票等の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出の請求書及び申出書に記載された請求事由又は利用目的が明確でないときは、必要に応じ請求又は申出をした者に質問し、その内容を確認して明記を求めるものとする。

（確認内容の補記）

第9条 前条の規定による確認をしたときは、その内容を請求書の余白に記載するものとする。

（請求に応じない場合）

第10条 住民基本台帳の閲覧等の請求において次に掲げる事由に該当するときは、当該請求を拒み、又は閲覧を制限もしくは中止させることができる。

(1) 執務に支障があると認められるとき。

(2) 天災等により、住民基本台帳が亡失又はき損したとき。

(3) 請求者が手数料を納付しないとき。

(4) 多数の者が住民基本台帳の閲覧を請求し、その使用が競合したとき。

(5) 請求が不当な目的によることが明らかなとき、又は当該請求を拒むに足る相当な理由があると認めたとき。

(郵便又は電話による請求等についての取扱い)

第11条 郵便による住民基本台帳の閲覧等の請求があったときは、第2条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

2 電話による住民基本台帳の閲覧等に関する照会については、原則として応じないものとする。
(消除された住民票の写しの取扱い)

第12条 消除された住民票の写しの請求があったときは、第2条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

1 この要領は、平成17年11月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱要領の様式の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(附 則)

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この要領は、令和6年12月2日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(附 則)

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

住民基本台帳閲覧請求書兼誓約書（国等用）

年 月 日

郡 山 市 長

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
電 話

閲覧者 職 名
氏 名
閲覧者 職 名
氏 名

次のとおり住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

閲覧年月日	年 月 日 ～ 年 月 日	
請求事由		
	表示が困難な事由	
	根拠法令	
	(対象者)	
閲覧者の範囲	☐ 郡山市全域 ☐ 郡山市一部（ ）	
閲覧方法	住民基本台帳閲覧記録用紙へ転記	
誓約事項	1 閲覧した個人情報、個人情報保護法に基づき利用目的の制限、安全管理措置等を遵守し、閲覧した個人情報を適正に管理することを誓約します。 2 閲覧した個人情報は前記の閲覧目的以外に使用せず第三者に提供しません。 また、個人情報の利用で問題が生じた場合は当方の責任において処理することを誓約します。 3 配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者である住民基本台帳の閲覧等に関する支援措置対象者についての情報を含まない住民基本台帳の写しであることを了承します。 4 郡山市の事務に支障があるときは、職員の指示に従い閲覧を中止することを誓約します。	
閲覧責任者	職名 氏名	

事務処理欄	公益性の有無	確認印
	☐ 有 ☐ 無	

住民基本台帳閲覧記録用紙

No.

[illegible]

住民基本台帳閲覧誓約書（国等用）

年 月 日

郡 山 市 長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に当たり、次の事項を誓約します。

- 1

閲覧した個人情報は、個人情報保護法に基づき利用目的の制限、安全管理措置等を遵守し、閲覧した個人情報を適正に管理することを誓約します。
- 2

閲覧した個人情報は前記の閲覧目的以外に使用せず第三者に提供しないことを誓約します。
- 3

郡山市の事務に支障があるときは、職員の指示に従い閲覧を中止することを誓約します。

機 関 の 名 称 _____

閲覧者 職 _____ 名 _____
氏 _____ 名 _____

閲覧者 職 _____ 名 _____
氏 _____ 名 _____

事 務 処 理 欄	閲覧者の本人確認	確認印
	・ 運転免許証等 ・ 身分証明書 ・ その他（ ）	・

住民基本台帳閲覧申出書兼誓約書（一般用）

年 月 日

郡 山 市 長

申出者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者の氏名)
電 話

閲覧者 住 所
氏 名
閲覧者 住 所
氏 名

次のとおり住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申し出ます。

閲覧年月日		年 月 日 ～ 年 月 日	
閲覧の目的			
閲覧者の範囲		(対象者)	
		☐ 郡山市全域 ☐ 郡山市一部 ()	
閲覧方法		住民基本台帳閲覧記録用紙へ転記	
閲覧情報取扱の範囲 (※法人の場合)			
		活動責任者	住所(又は役職名) 氏名
閲覧情報の管理方法			
調査研究に 利用する場合	成果の取扱		
	実施体制		
(※共同申出者がいる場合)		氏名(法人名及び代表者)	
		住所(所在地)	
(委託者がいる場合)		氏名(法人名及び代表者)	
		住所(所在地)	
誓約事項		裏面のとおり	
添付資料			

※偽りその他不正の手段により閲覧をしたときは、30万円以下の過料に処せられます。(住民基本台帳法第51条)

事務処理欄	公益性の有無	確認印	手数料	領収
	☐ 有 ☐ 無		件 円	

1 誓約事項

- (1) 閲覧した個人情報 は個人情報保護法に基づき利用目的の制限、安全管理措置等を遵守し、閲覧した個人情報を適正に管理することを誓約します。
- (2) 閲覧した個人情報 は前記の閲覧目的以外に使用せず第三者に提供いたしません。また、個人情報の利用で問題が生じた場合は当方の責任において処理することを誓約します。
- (3) 配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者である住民基本台帳の閲覧等に関する支援措置対象者についての情報を含まない住民基本台帳の写しであることを了承します。
- (4) 郡山市の事務に支障があるときは、職員の指示に従い閲覧を中止することを誓約します。

2 住民基本台帳閲覧申出者に係る添付書類一覧

(1) 閲覧情報を自己利用する場合

請 求 者 区 分	添 付 書 類
法 人	☐ 法人に関する資料 ☐ 閲覧情報の安全管理に関する資料 ☐ 閲覧目的に関する資料 ☐ その他
個 人	☐ 閲覧情報の安全管理に関する資料 ☐ 閲覧目的に関する資料 ☐ その他

(2) 受託事務として閲覧する場合

請 求 者 区 分	添 付 書 類
法 人	☐ 法人に関する資料（委託者・受託者） ☐ 閲覧情報の安全管理に関する資料（受託者） ☐ 閲覧目的に関する資料（委託者） ☐ 閲覧事務の受託に関する資料（受委託の契約書等） ☐ その他
個 人	☐ 閲覧情報の安全管理に関する資料（受託者） ☐ 閲覧目的に関する資料（委託者） ☐ 閲覧事務の受託に関する資料（受委託の契約書等） ☐ その他

住民基本台帳閲覧誓約書（一般用）

年 月 日

郡 山 市 長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に当たり、次の事項を誓約します。

- 1

閲覧した個人情報は、個人情報保護法に基づき利用目的の制限、安全管理措置等を遵守し、閲覧した個人情報を適正に管理することを誓約します。
- 2

閲覧した個人情報は前記の閲覧目的以外に使用せず第三者に提供しないことを誓約します。
- 3

郡山市の事務に支障があるときは、職員の指示に従い閲覧を中止することを誓約します。

閲覧者 住 所

氏 名

閲覧者 住 所

氏 名

事 務 処 理 欄	閲覧者の本人確認	確認印
	・ 運転免許証等 ・ 調査員証 ・ その他（ ）	

年 月 日

様

郡山市長

住民基本台帳閲覧申出の閲覧者に関する照会書

年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧申出を受け付けました。

上記に基づいて閲覧を行う際には下記の回答書に署名し、なつ印のうえ、あなた自身が持参してください。なお、閲覧の際には、閲覧者の医療保険各法に規定する健康保険の被保険者等であることを証するもの、各種年金証書、貯金通帳等いずれかの書類も併せてご持参願います。

※ 本書は必ず持参してください。郵送された場合は、受付できません。

年 月 日

回 答 書

郡山市長 様

年 月 日に行われる住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

(住所) _____

(氏名) _____

住民基本台帳事務における支援措置申出書

(固定資産が所在する市区町村への支援措置申出書を兼ねる。)

郡山市長(関係市区町村長) 住民基本台帳事務(又は固定資産事務)におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

(注)●太枠内をご記入ください。●申出に際し、本人確認をさせていただきます。
●申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。

申出日	年 月 日									
来庁者	氏名	代理人 の場合 (関係)	☐ 法定代理人 ☐ 児童相談所長 ☐ 児童福祉施設長 ☐ 里親 ☐ ファミリーホーム事業を行う者 ☐ ()							
	生年月日		年 月 日	住 所:	☐ 送付先					
申出者	氏名	住所	郡山市							
	生年月日		年 月 日	電話番号	— —					
相手方	氏名	住所								
	生年月日		年 月 日 ☐ 不明	関係	☐ 不明					
対象者の 状況	☐ A 配偶者暴力防止法		☐ B ストーカー規制法		☐ C 児童虐待防止法		☐ D その他			
	配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身心に危害を受けるおそれがあるもの。		ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるもの。		児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの。		前記A～Cに準ずるもの。			
添付書類	☐ 保護命令決定書(写し) ☐ ストーカー規制法に基づく警告等実施書面 ☐ ()									
事前相談	事前 相談日	年 月 日	相談 機関	☐ 郡山警察署 ☐ 郡山北警察署 ☐ 郡山市こども家庭課 ☐ 県中児童相談所 ☐ ()		担当 部署	☐ 生活安全課 ☐ 女性・ひとり親家庭支援係 ☐ ()			
	(希望するものに☑)支援を求める事務			項 目	詳 細					
支援を求 めるもの (現住所 が記載さ れている ものに限 る。)	☐ 住民基本台帳の閲覧			現住所	同 上					
	☐ 住民票の写し等の交付									
	☐ 住民票の除票の写し等の交付			前住所						
	☐ 戸籍附票の写しの交付			本 籍	(筆頭者)					
	☐ 戸籍附票の除票の写しの交付			前本籍	(筆頭者)					
併せて支 援を求め る者 (同一の 住所を有 する者に 限る。)	No.	氏 名	関係	生年月日	証明書 交 付	No.	氏 名	関係	生年月日	証明書 交 付
	1			年 月 日	☐	3			年 月 日	☐
	2			年 月 日	☐	4			年 月 日	☐
固定資産	他の市区町村(特別区を含む。)に所有する固定資産 ☐ なし ☐ あり(※過去に所有していた場合も含む。)									
備 考										

	市区町村 / 担当者	日 付	・ 本人確認書類	・ 新規 / 新規(期間超過) / 継続(期間内)	
現住所地	郡山市	/	申出者 免 / マイ /	前管理番号:	
前住所地		/	[来庁者 免 / マイ /	・ 支援期間 ~	
本 籍 地		/		資格確認 委任状 / 登記事項証明書	・ 相談機関の意見確認
前本籍地		/		戸籍謄本 /	
		/			
		/			

住民基本台帳事務における支援措置申出書に係る確認書

申出者氏名
(受付番号)

(添付書類がなく、相談機関の意見を聴取する場合)

- ☐ 1 申出書における「申出者の状況」に相違ないものと認める
☐ 2 1以外

※上記2に☑をつけた場合は下記①～③について記入してください。

【①相談があった年月日及び相談内容】

年 月 日	相 談 内 容
年 月 日	

【②相談機関が実施した事項】

【③その他特記事項(ある場合のみ)】

年 月 日

長 (印) (担当 課 係)

相
談
機
関
の
意
見

住民基本台帳事務における支援措置決定通知書

郡市第 号
年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のあった支援措置申出については、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 内 容	☐ 承 認 (理 由) ☐ 不承認 (理 由)
支 援 措 置 の 区 分	☐ 住民基本台帳の閲覧 ☐ 住民票の写し等の交付（現住所地） ☐ 住民票の写し等の交付（前住所地） ☐ 戸籍の附票の写しの交付（本籍地） ☐ 戸籍の附票の写しの交付（前本籍地）
対象となる住所等	(住 所)
	(前住所)
	(本 籍)
	(前本籍)
併せて支援する者	(氏 名) (申請者との関係)
	(氏 名) (申請者との関係)
	(氏 名) (申請者との関係)
支 援 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
承認に当たっての 条件及び特記事項	1 支援措置の実施後は、届出等に厳格な本人確認が必要になりますので、必ず御本人が市民課の窓口でお手続きをしてください。（住民票等の写しについては、各行政センター等でも交付可能です。） 2 御本人以外の住民票等の写しの請求について、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでなければ、請求を拒否することはできません。 3 支援の期間は1年間です。引き続き支援が必要な場合は、期限到来の1か月前から継続の申出を受け付けます。 4 申出書の内容に変更が生じた場合は、遅滞なくお手続きをしてください。
備 考	

担当 郡山市市民課住民記録係

電話 024-924-2131